

平成28年6月5日（日）は、 沖縄県議会議員一般選挙の投票日です！

[沖縄県選挙管理委員会HP](#)

下記の要件を満たしている方は、与那原町で投票できます。

- ① 日本国民であること
- ② 平成28年6月6日までに生まれた方
- ③ 平成28年2月26日以前から与那原町に住所を有する方。
※ 平成28年2月26日までに与那原町に転入届を行い、平成28年5月26日まで引き続き与那原町に住所を有する方。
- ④ 詳しくは、[こちらをクリックしてください](#)。

町外転出者の方

与那原町に3ヵ月以上住所を有する方で、平成28年1月26日から平成28年2月26日の間に県内の市町村へ転出された方のうち、転出先市町村で選挙人名簿に登録されていない場合は、与那原町での投票となります。該当される方は、与那原町選挙管理委員会へご確認ください。平成28年2月27日以降に転出された方には投票入場券でお知らせします。

また、県内離島等に転出された場合で、選挙日当日投票所に来ることができない場合は、不在者投票となります。該当される方は、お早めに不在者投票請求書宣誓書および居住証明書を与那原町選挙管理委員会までお送りください。

期日前投票

平成28年5月28日（土）～6月4日（土）8:30～20:00まで
与那原町選挙管理委員会室（与那原町役場敷地内プレハブ）

※投票入場券の裏面「期日前投票宣誓書」に記入し、来場されると投票がスムーズに行えます。

ハガキがご自宅に届いてない場合若しくは紛失した場合等で、お手元がない場合でも、選挙人名簿に登録されていることが確認できれば投票できますので、お問い合わせください。

期日前投票者数（6月4日現在）[詳細](#)（PDF）

※期日前投票期間中は翌日午前10時までに掲載予定

| 区分 | 期日前投票者数 |
|----|---------|
| 男 | 1,209 |
| 女 | 1,522 |
| 計 | 2,731 |

投票速報（PDF） ※投票日翌日、公表致します。

不在者投票

- ① 仕事や旅行などで滞在先での不在者投票
- ② 病院や老人ホームでの不在者投票
- ③ 郵便等による不在者投票

① 仕事や旅行などで滞在先での不在者投票

仕事や旅行などで、選挙期間中に名簿登録地以外の市町村に滞在している方は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

■ 不在者投票の手順

1. 与那原町選挙管理委員会に、投票用紙等を郵送請求又は直接請求してください。※FAXや電子メールでの受付はできません。
〒901-1392 沖縄県島尻郡与那原町字上与那原16番地
電話 098-945-2201

[不在者投票請求書 宣誓書](#)（PDF）

2. 与那原町選挙管理委員会で選挙人名簿登録確認のうえ、投票用紙、投票用封筒（内封筒・外封筒）、不在者投票証明書など書類一式が、郵送にて交付されます。
※ 請求書に記載された住所宛て「速達扱い」で送付します。
3. 郵送にて交付された書類を持って、滞在地の最寄りの市町村選挙管理委員会をお訪ねください。そこで不在者投票ができます。

4. 投票用紙は、滞在地の市町村選挙管理委員会から与那原町選挙管理委員会へ速達郵送にて返送されます。
投開票日の6月5日（日）までに本町に届かなければ無効となりますので、出来るだけ早い時期に投票していただくようお願いします。

② 病院・老人ホームでの不在者投票

平成**28**年**5**月**28**日（土）～平成**28**年**6**月**4**日（土）

投票用紙等の請求は、入院・入所されている施設長がご本人に代わって代理で与那原町選挙管理委員会へ請求し、投票は施設長が管理する場所で行います。入院先又は入所先施設に直接お問い合わせください。

[指定施設一覧表](#)（PDF）